

## 山口県景観アドバイザー登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県、市町、県民及び事業者が取り組む景観形成の活動の支援を図るため、良好な景観の保全、形成及び活用について客観的な判断による的確な助言を行う者を山口県景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録し、派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 アドバイザーとは、第4条の規定による登録を受けた者をいう。

(登録の申請)

第3条 アドバイザーの登録を受けようとする者は、知事に、登録申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

(登録)

第4条 知事は、申請者が知事の定める講習を受講しており、かつ、次の各号のいずれかに適合していると認めるときでなければ、登録してはならない。ただし、景観に関する知識及び経験が十分備わっていると知事が認める者については、この限りではない。

- (1) 景観、都市計画、建築、農業、河川、環境デザイン、色彩等の各専門分野において、学校教育法（昭和22年法律第26号）による学校（専修学校、各種学校を含む）で教育又は研究を行う業務に携わっている者
- (2) 技術士法に基づく建設部門、農業部門、森林部門、環境部門の技術士の資格を有する者
- (3) 建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者
- (4) 文部科学省が認定しているファッションコーディネーター色彩能力検定の一級に認定された者
- (5) (1)から(4)の各号に掲げる者と同等の能力を有すると特に知事が認める者

(欠格事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、アドバイザーの登録を受けることができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることが無くなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 第13条により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

(登録簿)

第6条 知事は、アドバイザーの登録を行った際は、登録簿（別記第2号様式）に氏名、住所、連絡先、専門分野、経歴について記載しなければならない。

(登録事項の変更)

第7条 アドバイザーは、登録申請書の記載事項の内容に変更が生じた場合には、速やかに知事に登録事項変更届（別記第3号様式）を提出しなければならない。

(アドバイザーの公表)

第8条 知事は、アドバイザーの氏名、専門分野を記した図書を県都市計画課、各市町景観行政窓口へ備え付け、県民の閲覧に供するとともに、県のホームページに掲載するものとする。

(登録の更新)

第9条 登録は、登録又は登録の更新の日から5年以内に更新しなければ、その効力を失う。

2 前項の更新は、知事が定める講習を受講しなければならない。ただし、講習を受講する必要がないと知事が認めた場合には、この限りではない。

(アドバイザーの業務)

第10条 アドバイサーの業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 景観行政団体が行う景観形成活動等に関する助言
- (2) 景観に関するシンポジウム、セミナー等での講演
- (3) ワークショップ等の景観形成活動の企画・運営
- (4) 公共事業等に対する景観に関する評価又は助言

(秘密保持義務)

第 11 条 アドバイザーは、アドバイザーの業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(監督命令等)

第 12 条 知事は、アドバイザーの業務の公正かつ的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、アドバイザーに対し業務に関し必要な報告を求めることができる。

2 知事は、アドバイザーが前項の規定に基づく報告をしないとき、又はアドバイザーの業務の公正かつ的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、アドバイザーに対し、アドバイザーの業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(登録の取消)

第 13 条 知事は、アドバイザーが次の各号に該当する場合は、登録を取り消さなければならない。

- (1) 第 5 条第 1 号から第 3 号までに掲げる欠格事項のいずれかに該当するに至ったとき
- (2) 第 11 条の規定に反する行為をしたとき
- (3) 第 12 条第 2 項の規定に基づく命令に反したとき
- (4) 著しく公序良俗に反する行為をしたとき

(アドバイザーへの業務依頼)

第 14 条 知事は、アドバイザーに対して、第 10 条の各号に定める業務を依頼することができる。

2 アドバイザーは、業務の依頼があった場合は、業務を引き受けるか否かを通知しなければならない。

3 アドバイザーは、依頼のあった期日に業務を引き受けられない場合、依頼のあった期日の前後 2 週間の範囲で業務を引き受けることが可能な期日を報告しなければならない。

(アドバイザーの市町への派遣)

第 15 条 山口県内の市町は、景観形成活動を行うために、知事にアドバイザーの派遣を申請することができる。この場合、派遣を希望するアドバイザー又はアドバイザーの専門分野を指定することができる。

2 前項の申請は、派遣を希望する目的、期日及び人数を明らかにし、派遣を希望する期日の 2 ヶ月前までに行わなければならない。

3 知事は、第 1 項に基づく申請があった場合、第 14 条で定める手続きにより、アドバイザーに対して業務を依頼するものとする。この場合、知事は、必要に応じて市町とアドバイザーとの調整をすることができる。

4 アドバイザーは業務を行った後に、結果報告書（別記第 4 号様式）を市町経由で知事に提出するものとする。

(講習会)

第 16 条 第 4 条及び第 9 条第 2 項で規定する知事が定める講習会とは、次の各号について県が行う講習会又は県が行う講習会と同等であると知事が認める講習会をいう。

- (1) 景観に係る関係法令に関すること
- (2) 山口県景観ビジョンに関すること
- (3) ワークショップの企画・運営に関すること
- (4) 色彩、デザインに関すること
- (5) (1) から (4) 以外に知事が必要と認めること

(費用弁済)

第 17 条 県は、アドバイザーに対し、予算の範囲内で旅費及び謝金を支給するものとする。

(庶務)

第 18 条 アドバイザーに関する庶務は、土木建築部都市計画課で処理するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 2 日から施行する。